#### 2 実施すべき特定事業・その他の事業

先に設定した「重点整備地区における移動円滑化の整備方針」に基づいたバリアフリーの 実現化を図るため、実施すべき特定事業・その他の事業についてハード整備とソフト施策の 観点から実施していくものとする。

#### (1)公共交通特定事業

公共交通特定事業は、公共交通事業者が実施する特定旅客施設や車両など鉄道及びバスに 関するバリアフリー化事業である。

# ■鉄道に関する事業

事業主体	主な事業内容等	
東日本旅客鉄道	●取手駅構内の西口出口方面へのエ	【共通内容】
株式会社	レベーター2基設置(人口地盤新	●オストメイト*10 仕様など多機能的
	設含む)	なトイレ設置(取手駅等)
	●JRと関東鉄道を連絡する車椅子	●連続性に配慮した視覚障害者誘導用
	対応自動改札の設置	ブロックの設置
関東鉄道株式会社	●取手駅構内のホーム中央階段部へ	●視覚・聴覚障害者に配慮した運行状
	のエスカレーター設置	況等情報案内設備などの設置・充
	●戸頭駅構内の昇降施設(エレベー	実
	ター、エスカレーター)の設置検	●車両内の車いすスペースの設置
	討	●職員に対するバリアフリーへの意識
	●券売機の改良(車椅子対応)	啓発と教育訓練の充実
	(取手駅、戸頭駅)	

#### ■バスに関する事業

事業主体	主な事業内容等	
関東鉄道株式会社	●重点整備地区内を中心とした上屋等の待合施設整備の検討(戸頭駅等)	
大利根交通自動車	●時刻表を見やすく分かりやすい案内表示に改良するなどバス停留所のバリ	
株式会社	アフリー化の検討	
	●バス総合案内システムの導入検討(取手駅西口駅前広場)	
	●ノンステップバスなど誰もが利用しやすい車両の導入	
	●乗務員に対するバリアフリーへの意識啓発と教育訓練の充実	
取手市	●福祉施設巡回バスの利用者ニーズに対応した路線見直し・拡大やサービス	
	水準など運行サービスの向上	

#### (2) 道路特定事業

道路特定事業は、道路管理者が実施する特定経路を構成する道路等に関するバリアフリー 化事業である。

#### ①特定経路における実施する事業

特定経路は、原則として 2010 年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を実施する経路で、主に以下の事業を実施していくものとする。

#### ア. 取手駅周辺地区

# ■特定経路における実施する事業(取手駅周辺地区)

■特定経路における美施する事業(取手駅周辺地区)		
事業主体	路線名	主な事業内容等
国土交通省	国道6号	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
	((都)3.4.2 上新町・桑原線)	クの設置
		●交差点部等での歩道と車道との段差改善
		●案内標識の設置
国土交通省	国道6号	●国道6号との立体横断施設の整備検討
取手市	((都)3.4.2 上新町・桑原線)	(白山小前交差点)
茨城県	県道取手・東線(県道 11 号)	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
	((都)3.4.3 上新町環状線)	クの設置
		●交差点部等での歩道と車道との段差改善
		●案内標識の設置
	県道白山前・取手線	●(都)3.4.8 片町・白山前線による歩道整備
	(県道 219 号)	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
	((都)3.4.8 片町・白山前線)	クの設置
		●案内標識の設置
	県道取手停車場線	●案内標識の設置
	((都)3.4.9 取手東口・取手線)	●商品や看板のはみ出し解消のための指導強化
取手市	市道 0106 号線	●勾配や凹凸等の改善による路面の平坦化
	((都)3.3.1 取手西口・戸頭線)	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
		クの設置
		●雨の日でも滑りにくい路面舗装の改良
		●案内標識の設置
		●商品や看板のはみ出し解消のための指導強化
	市道 0117 号線	●(都)3.5.20 取手東口・台宿線による歩道整備
	((都)3.5.20 取手東口・台宿線)	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
		クの設置
		●案内標識の設置
	市道 0118 号線	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
	((都)3.4.7 取手東口・城根線)	クの設置
		●案内標識の設置
		●商品や看板のはみ出し解消のための指導強化
		●放置自転車等防止のための指導強化
	市道 4140 号線	●案内標識の設置
	((都)7.6.2 取手東口・大師線)	●商品や看板のはみ出し解消のための指導強化
		●放置自転車等防止のための指導強化
	取手駅東西連絡地下道	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
	(ギャラリーロード)	クの設置
		●視覚・聴覚障害者に配慮した案内標識の設置
		●スロープの手すり改良
		●自転車利用のマナー徹底



市道 4140 号(大師通り)

# イ. 戸頭駅周辺地区

■特定経路における実施する事業 (戸頭駅周辺地区)

■行に性頃における大心する事未(广爽劇/向と地位)		
事業主体	路線名	主な事業内容等
茨城県	国道 294 号	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロ
		ックの設置
		●交差点部等での歩道と車道との段差改善
		●案内標識の設置
取手市	市道 2067 号線	●歩道の有効幅員の確保(道路付属施設の撤去・
		移動等)
		●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロ
		ックの設置
		●交差点部等での歩道と車道との段差改善
		●案内標識の設置
	市道 2116 号線	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロ
	((都)8.6.1 戸頭停車場線)	ックの設置
		●案内標識の設置
		●商品や看板のはみ出し解消のための指導強化
	戸頭駅南北連絡地下道	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロ
		ック、手すりの設置
		●放置自転車等防止のための指導強化
		●放置自転車禁止区域の拡大検討



市道 2116 号 ((都)戸頭停車場線)



戸頭団地内遊歩道

# ②準特定経路における実施する事業 (取手駅周辺地区のみ)

準特定経路に位置付けられた道路等については、中長期的視点から高齢者、身体障害者等の安全かつ快適に通行できるよう歩道設置、路面舗装改良等により歩行空間を確保するとともに、ソフト施策と合わせて、バリアフリー化を推進する。

# ■準特定経路における実施する事業(取手駅周辺地区)

事業主体	路線名	主な事業内容等
国土交通省	国道6号	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
	((都)3.4.2 上新町・桑原線)	クの設置
		●交差点部等での歩道と車道との段差改善
		●案内標識の設置
国土交通省	国道6号	●国道6号との立体横断施設の整備検討
取手市	((都)3.4.2 上新町・桑原線)	(駅西口交差点)
茨城県	国道 294 号	●(都)取手・守谷線の整備促進
	((都)3.3.4 取手・守谷線)	●勾配や凹凸等の改善による路面の平坦化
		●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
		クの設置
		●交差点部等での歩道と車道との段差改善
		●案内標識の設置
茨城県	県道白山前・取手線	●(都)片町・白山前線の整備促進
取手市	(県道 219 号)	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
	((都)3.4.8 片町・白山前線)	クの設置
		●アートポケットパーク等の整備検討
		●案内標識の設置
取手市	市道 0106 号線	●勾配や凹凸等の改善による路面の平坦化
	((都)3.3.1 取手西口・戸頭線)	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
		クの設置
		●雨の日でも滑りにくい路面舗装の改良
		●アートポケットパーク等の整備
		●案内標識の設置
	市道 0209 号線	●歩車共存道路の整備
	市道 2701 号線	●白山商店街の歩行空間の環境整備
		(歩車共存道路の整備)
		●アートポケットパーク等の整備
	市道 2724 号線	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロッ
		クの設置
		●交差点部等での歩道と車道との段差改善
		●縦横断勾配の改善
	十岁 4125 日始	●案内標識の設置
	市道 4135 号線	●歩道拡幅整備
	市道 4544 号線	●歩車共存道路の整備
	東西自由通路	●「取手駅北土地区画整理事業」と合わせた整備

#### ③区画整理事業により整備する経路における実施する事業

「取手駅北土地区画整理事業」により歩道整備を実施し、まちづくりと一体的かつ連続的にバリアフリー化を推進する。

#### ■区画整理事業により整備する経路における実施する事業(取手駅周辺地区)

事業主体	路線名	主な事業内容等
取手市	・県道白山前・取手線(県道 219 号)	●「取手駅北土地区画整理事業」による歩
	・(都)3.4.37 取手西口・白山線	道整備
	・(都)3.5.38 中央町・新町線	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用
	・(都)3.5.39 新町・白山線	ブロックの設置
		●案内標識の設置

#### (3)交通安全特定事業

交通安全特定事業は、信号機の設置や違法駐車の防止対策、交通規制など特定経路におけるバリアフリー化を推進する事業である。特定経路に位置付けられた路線については、次に示すような主な事業内容等を配慮するように努める。

事業主体	主な事業内容等
茨城県公安委員会	●音響式信号機の設置
茨城県警察本部	●歩行者用青時間延長機能の検討
(取手警察署)	●横断歩道の設置
	●歩行者用信号機の設置
	●標識・標示の設置・視認性の確保
	●違法駐車の取締りの強化
	●違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進

# (4) 心のバリアフリーへの取組み

心のバリアフリーへの取組みは、実施すべき特定事業として取り組む3つの事業(公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業)と一体的に実施するとともに、市民の意識啓発や支援措置などを継続的に行い、バリアフリー化への取組みが社会に浸透していくためのソフト対策に関する事業である。

事業主体	主な事業内容等
取手市	①学校教育・市民の意識啓発
	●基本構想及び事業実施状況に関する情報提供(市広報誌やホームページ等の活
	用)
	●社会福祉協議会等と連携したボランティア活動の支援や人材育成
	●生涯学習や学校教育等によるバリアフリーに関する意識啓発
	②評価・見直し体制
	●市民の意見がスムーズに受け入れ可能となるようなバリアフリーに関する総合窓
	口の設置
	●庁内内部や国・県・民間事業者等関係機関と連携・調整を図るための「(仮称)
	取手市移動円滑化推進協議会」の設立
	③支援措置
	●公共交通事業者等の特定事業者の行うバリアフリー化事業を対象とした支援制度
	の創設
	④重点整備地区内の駐車・駐輪対策
	●駐車場整備計画の策定・公表
	●附置義務条例の運用
	●放置自転車防止に関する広報・啓発活動の推進
	⑤重点整備地区内の公共施設や民間建築物に対するバリアフリー化
	●「茨城県人にやさしいまちづくり条例」や「ハートビル法」による重点整備地区
	内における公共施設や民間建築物のバリアフリー化推進

# (5) その他の事業

その他の事業は、駅前広場等に関する事業と、一般交通用施設\*\*\*\* と一体的に利用される駐車場等に関する事業である。

# ①駅前広場等に関する事業

事業主体	事業の位置	主な事業内容等
取手市	取手駅西口駅前広場	●「取手駅北土地区画整理事業」による取手駅西口駅前広
		場の再整備
		●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
		●案内標識の設置
		●放置自転車防止のための指導強化
		●商品や看板のはみ出し解消のための指導強化
		●取手駅西口駅前広場内トイレの改修・改築
		●取手駅西口駅前広場内エレベーターの改修・改築
		●歩行動線に配慮したタクシー乗降場へのアクセス改善
	取手駅西口歩行者	●「取手駅北土地区画整理事業」に合わせた整備
	デッキ	(エレベーター・エスカレーターの設置、移動案内表示
		の整備等含む)
	取手駅東口駅前広場	●案内標識の設置
		●商品や看板のはみ出し解消のための指導強化
		●取手駅東口駅前広場周辺におけるトイレの新設
	戸頭駅南口駅前広場	●色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
		●勾配や凹凸等の改善による路面の平坦化
		●雨の日でも滑りにくい路面舗装の改良
		●案内標識の設置
		●放置自転車等防止のための指導強化

# ②一般交通用施設と一体的に利用される駐車場等に関する事業

事業主体	主な事業内容等
取手市	●取手駅西口複合的立体駐車施設の整備
	→「取手駅北土地区画整理事業」と一体的な整備
	・駐車場:約350~400台
	・駐輪場:約2,000 台

※11 重点整備地区内の特定経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設をいう。